

中村太郎税理士事務所

NEWS LETTER

09
2024



9月1日は防災の日です。今年も大雨等による災害が各地で発生しています。自社の防災対策が十分かどうか、今一度見直してみたいかがでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

contents

- ◆ご存じですか？ 森林環境税 令和6年度から徴収開始
- ◆新しいお札の顔、渋沢栄一に学ぶ経営哲学
- ◆2025年4月に施行される改正育児・介護休業法の内容
- ◆国内出張における日当の支給額

ご存じですか？ 森林環境税 令和6年度から徴収開始

令和6年度の個人住民税といえば定額減税の話題で持ちきりですが、いざ通知書を見ると見慣れない「森林環境税額」の文字が……。令和6年度から徴収が開始された、森林環境税を確認します。

森林環境税とは

森林環境税とは、日本の国土の約7割を占める森林の整備等を進めていくための財源として創設された、新しい税（国税）です。

税額

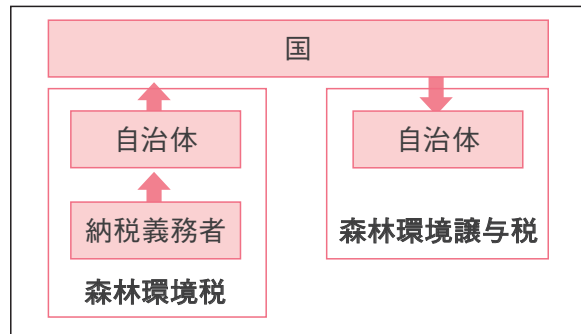
森林環境税額として、個人住民税を納める国民1人につき、年間1,000円が徴収されます。この徴収は、個人住民税に上乗せするかたちで自治体が行います。

【個人住民税の特別徴収税額通知書（一部抜粋）】

税額	市区町村	税額控除前所得割額 ④	*****
		税額控除額 ⑤	*****
		所得割額 ⑥	*****
		均等割額 ⑦	****
	都道府県	税額控除前所得割額 ④	*****
		税額控除額 ⑤	*****
		所得割額 ⑥	*****
		均等割額 ⑦	****
森林環境税額 ⑧		1000	

配分

徴収された森林環境税は、一旦、国に集められ、国から全国すべての自治体へ「森林環境譲与税」として配分されます。



配分は、次により按分されます。

- 私有林人工林面積
- 林業就業者数
- 人口

森林環境譲与税をどう活用するかは、自治体が判断します。すぐの活用が見込めず、基金として積み立てた自治体もあるようです。

森林経営管理制度

個人所有の森林は、十分な手入れができない、活用するにも規模が小さすぎる、所有者が分からない、などの問題があります。このような森林の整備を進めていくために、森林の経営や管理を自治体に任せる「森林経営管理制度」があります。この制度は、森林環境譲与税を財源としているため、活用できれば基本的に森林所有者の負担要らずで、整備が可能となります。相続で取得した森林の取扱いに悩まれている方は、こういった制度の活用も検討されてはいかがでしょうか。

新しいお札の顔、 渋沢栄一に学ぶ経営哲学

新紙幣発行が話題となりました。新しくお札の顔となったのは、渋沢栄一、津田梅子、北里柴三郎の3人。中でも約500の会社の設立・発展に携わった渋沢栄一は、経営の先輩としても興味深い人物です。今回はその著書「論語と算盤」を少し紐解き、3人の共通点を探ってみたいと思います。

日本の資本主義の父、渋沢栄一

「論語と算盤」は、昭和6年(1931年)に91歳で大往生した渋沢の訓話を編纂したものです。その哲学は今も色褪せることなく、100年後を生きる多くの経営者の道標となっています。ここではその金言のほんの一部をご紹介します。

昔、菅原道真は和魂漢才ということ言った。(中略)これに対して私は常に士魂商才ということ唱道するのである。

著書名「論語」は道德、「算盤」は経済を表していますが、その根底の思想が「士魂商才」です。道德は武士の学問とされ、農工商が商業を担っていた江戸の世では、武士は儲けることを嫌い、商人は知識や仁義を軽んじる風潮がありました。渋沢はこれを当時の日本の根本的な課題と見抜き、国際社会で日本が繁栄するには、まずは信用を得ることが肝要で、商才とともに道德を追求しなければならないと説いています。

真正の利殖は仁義道德に基づかなければ、決して永続するものでないと私は考える。

渋沢栄一といえば大実業家ですが、一方で慈善事業でも数多くの偉大な功績を残しています。地位を得て一時の成功者となるより、後の世からも広く人々に貴ばれるものとなるこそが真の成功者であると、自らの生き方で範を示しています。

さらには経済発展のために「よく集めよく散ぜよ」としたうえで、「患者の一命を救ったメスも、狂人に持たらしめると人を傷つくる道具となる」とたとえ、自己の裁量で大きな資源を動かす立場にある者は、その使い道を誤ることがないように、日ごろから人格を磨き、社会あつての我が身であることを自覚するよう戒めています。

新紙幣の3人から学ぶべき 共通の教訓

今回新紙幣に描かれた3人には、どこか似たものを感じます。津田梅子は6歳から約11年アメリカに留学し、後の津田塾大学を創設し、女性教育の先駆者となりました。北里柴三郎はドイツ留学時代に破傷風菌の培養や血清療法等の新しい技術や方法を探求し、帰国後は慶應義塾大学医学部や日本医師会の創設に携わった人物です。

この3人、次の点で共通していませんか？

1. 既存の枠にとらわれず挑戦、探求する姿勢
2. グローバルな視野と多様な協力・協調関係
3. 強力なリーダーシップ
4. 道德を重んじ、社会の利益を優先する精神
5. 後継の育成への貢献

いずれも、現代の日本が必要としている素質といえます。3人が選ばれたのは、時代が彼らのような人材を切望している表れなのかもしれません。

2025年4月に施行される 改正育児・介護休業法の内容

2024年の通常国会で改正育児・介護休業法が成立し、5月31日に公布されました。以下では、2025年4月1日から施行される内容を確認します。

残業免除の対象者の拡大

現行の所定外労働の制限（残業免除）の制度は、3歳に満たない子どもを養育する従業員が請求することで利用できるものですが、この対象となる従業員の範囲が、小学校就学前の子どもを養育する従業員に拡大されます。

子の看護休暇の見直し

現行の「子の看護休暇」は、子どもの病気やけが、予防接種・健康診断の際に取得できるものですが、今後は、これらの取得事由の他に、感染症に伴う学級閉鎖等や入園（入学）式、卒園式が追加されます。この取得事由の追加に合わせて休暇の名称が「子の看護等休暇」に変更されます。

対象となる子どもの範囲も、現行の「小学校就学の始期に達するまで」から、「小学校3年生修了まで」に延長になります。さらに、労使協定の締結により除外できる従業員について「引き続き雇用された期間が6ヶ月未満」という要件が廃止され、「週の所定労働日数が2日以下」のみになります。

育休取得状況の公表企業拡大

現行では、従業員数1,000人超の会社に義

務づけられている育児休業取得状況の公表が、従業員数300人超の会社に拡大されます。1年に1度、事業年度終了後おおむね3ヶ月以内に、前事業年度の状況を公表します。

介護離職防止のための措置

介護離職を防止していくための取組として、以下の4つの対応が会社の義務となります。

① 個別周知・意向確認

介護に直面した旨の申出をした従業員に対し、介護と仕事の両立支援制度等について個別の周知・意向確認を実施すること

② 情報提供

介護に直面する前の早い段階（40歳等）の従業員に対し、介護と仕事の両立支援制度等に関する情報提供を行うこと

③ 雇用環境の整備

仕事と介護の両立支援制度を利用しやすくするために、介護休業に関する研修の実施や介護休業に関する相談窓口設置等、複数の制度の中から1つ以上を選択して実施すること

④ 介護休暇の対象者の変更

労使協定の締結により除外できる従業員について「引き続き雇用された期間が6ヶ月未満」を廃止すること

この他にも、3歳に満たない子どもを養育する従業員と、要介護状態の対象家族を介護する従業員について、テレワークを選択できるようにすることが、会社の努力義務となります。より詳細な内容は、今後予定される省令の公布を経て公表されます。

国内出張における日当の支給額

今年6月に財務省より発表された調査結果*から、企業の国内出張における日当の支給額をご紹介します。

日当の支給要件

上記調査結果から、国内出張における日当の支給要件をまとめると、表1のとおりです。

【表1】国内出張における日当が支給される要件
(%、回答数:551、複数回答)

往復行程(距離)により判断している	49.4
宿泊の有無により判断している	44.8
所用時間により判断している	20.9
出張先地域により判断している	6.4
その他	12.7
日当は支給しない	11.6

財務省「旅費等実態調査(民間企業の旅費規程等に関する実態調査)」より作成

往復行程(距離)により判断しているが49.4%で最も高くなりました。次いで、宿泊の有無により判断しているが44.8%で、これらを要件としている企業が多い状況です。そのほか、日当は支給しないが11.6%で、回答企業の9割近くが日当を支給しています。

日当の支給額

日当の支給額は表2のとおりです。

最低額をみると、平均額は1,780円です。実際の支給額では、2,000～2,499円の割合が22.6%と最も高く、1,000～1,499円も21.8%と20%を超えました。また1,500～1,999円も17.2%で、1,000～2,499円の間とする企業が6割程度を占めました。

最高額は、平均額が3,786円となりました。

実際の支給額としては、最低額と同じ2,000～2,499円の割合が18.1%で最も高い状況です。次いで、5,000～9,999円が15.0%と高くなりました。最低額に比べると、金額の差が大きくなっていることがわかります。

平均額については、平均額が2,621円で最高額と最低額の平均額の間程度になっています。実際の金額的には2,000～2,499円が25.1%と、全体の4分の1を占めました。次いで1,500～1,999円が17.7%で、1,500～3,499円の間で全体の7割となっています。

【表2】国内出張における日当の支給額
(%、円、回答数:487)

	最低額	最高額	平均額
500円未満	6.6	1.0	1.2
500～999円	8.8	0.2	1.8
1,000～1,499円	21.8	4.1	9.2
1,500～1,999円	17.2	5.5	17.7
2,000～2,499円	22.6	18.1	25.1
2,500～2,999円	9.9	12.1	14.4
3,000～3,499円	7.8	14.8	13.8
3,500～3,999円	1.4	8.8	6.0
4,000～4,499円	1.8	12.3	4.1
4,500～4,999円	-	3.1	1.2
5,000～9,999円	1.2	15.0	4.3
10,000円以上	0.6	4.7	1.0
無回答	0.2	0.2	0.8
平均額	1,780	3,786	2,621

財務省「旅費等実態調査(民間企業の旅費規程等に関する実態調査)」より作成

日当を支給する企業では、自社の支給額の見直し材料にされてはいかがでしょうか。

*財務省「旅費等実態調査(民間企業の旅費規程等に関する実態調査)」

2024年6月に公表された、旅費規程等(国内出張、国内赴任、海外出張、海外赴任等)を有する民間企業3,000社を対象に、2023年6月～7月に行われたアンケート調査です。有効回収数は551件です。四捨五入の関係で100%にならない部分があります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

https://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/20220627160951.html

企業の地震に対する備え

ここでは今年4月に内閣府から発表された調査結果*から、企業の地震に対する備えとして、転倒防止の実施状況をみていきます。

8割が転倒防止を実施

上記調査結果から、事業所の設備機器やオフィス機器の転倒防止の実施状況を主な産業別にまとめると、下表のとおりです。

調査結果全体をみると、転倒防止措置を行っているが56.3%、設備機器のみ行っているが14.0%、オフィス機器のみ行っているが6.5%で、全体の75%程度が何らかの転倒防止を行っています。

多くの産業が5割以上で実施

産業別にみると、転倒防止を行っている割合

が最も高いのは、サービス業（他に分類されないもの）の65.6%でした。50%を超える産業が半分以上を占める結果となりました。

反対に、転倒防止を行っていない割合が最も高いのは、教育・学習支援業の58.9%でした。生活関連サービス業、娯楽業や宿泊業、飲食サービス業も40%を超えています。

できる限りの備えを

この調査結果によると、事業所建物の耐震基準が建築基準法に定める新耐震基準ではない割合が、全体の11.5%あります。建物の地震に対する備えも十分にしておきたいところです。

事業所の設備機器・オフィス機器の転倒防止の実施状況（回答数：1,826、%）

	行っている	設備機器のみ行っている	オフィス機器のみ行っている	行っていない	無回答
全体	56.3	14.0	6.5	22.8	0.4
建設業	59.0	10.8	5.4	24.8	0.0
製造業	60.8	16.2	5.7	17.0	0.3
電気・ガス・熱供給業・水道業	61.4	7.7	0.0	19.3	11.6
情報通信業	63.5	18.5	4.0	14.1	0.0
運輸業・郵便業	51.2	11.6	12.7	24.6	0.0
卸売業	53.2	16.1	6.2	24.5	0.0
小売業	43.4	11.9	8.0	36.7	0.0
金融・保険業	62.6	15.2	6.1	15.0	1.2
不動産業・物品賃貸業	60.9	10.9	6.0	22.3	0.0
学術研究・専門・技術サービス業	61.5	16.4	7.6	14.5	0.0
宿泊業、飲食サービス業	41.7	12.0	3.4	42.9	0.0
生活関連サービス業、娯楽業	38.9	7.6	7.6	43.0	2.8
教育・学習支援業	15.8	25.3	0.0	58.9	0.0
サービス業（他に分類されないもの）	65.6	8.0	10.0	16.5	0.0

内閣府政策統括官（防災担当）付 防災計画担当参事官室「令和5年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」より作成

*内閣府政策統括官（防災担当）付 防災計画担当参事官室「令和5年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」

総務省の事業所母集団データベースから抽出した4,934社を対象に、2024年1月に実施された調査です。有効回答数は1,826社、回収率は37.0%です。

数値は四捨五入の関係で100%にならない場合があります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001216740&cycle=0>

今月は、社会保険の定時決定の結果を反映する月です。給与の変更がある場合は、誤りや漏れがないように注意しましょう。月の後半に祝日がありますので、取引先の休業状況も確認しておきましょう。

01 社会保険料 定時決定結果の反映 (9月より)



7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料は、9月分(10月末納付)からです。従業員の給与から控除する社会保険料の変更タイミング(翌月控除、当月控除)については各社で取扱いをご確認ください。

02 地域別最低賃金の改定額の公示



2024年度の地域別最低賃金が公示されます。都道府県により、改定額と発効月日が異なります(10月1日以降に発効)。自社の従業員について最低賃金を下回る設定になっていないかを調べておくようにしましょう。

03 健康保険 資格情報のお知らせ配付



マイナ保険証への切替に伴い、すべての加入者に対して、資格情報およびマイナンバーの下4桁が記載されたお知らせが送付されます。個人別に封入されて事業主のもとへ届きますので、従業員への配付が必要です。

04 障害者雇用支援月間



9月は障害者雇用支援月間です。現在、障害者の法定雇用率は2.5%ですが、段階的な引き上げにより、2026年7月以降は2.7%となることが決定しています。

法定雇用率を満たしていない場合は、障害者雇用に向けて採用活動を強化していきましょう。

05 防災や安全対策の見直し



【防災対策】

9月1日は防災の日です。折しも台風シーズンで、風水害が多発する季節でもあります。防災対策の見直し機会と捉えて、再点検しましょう。

- 大雨で雨もりがしてしまうかも!
施設や工場など、適宜点検・修理依頼をしましょう。
- 万が一が起きてしまう前に!
ライフラインが途絶えてしまう危険も考え、日頃からの準備が肝要です。
 - ・非常時用の医薬品などの準備や使用期限等の見直し
 - ・書類を重要度に応じた表示や区分をして整理避難経路、避難場所、緊急連絡網の整備もしましょう。

【交通安全運動】

秋の全国交通安全運動が9月21日から9月30日にかけて行われます。最近では自動車に限らず、自転車の交通安全に関する取り組みも進められています。自転車による事故であっても、加害者が高額な損害賠償を負うケースがあり、多くの地方自治体では自転車損害賠償保険の加入義務化を条例で定めています。業務や通勤で自転車を利用する場合は、この機会に安全運転の徹底と保険加入状況の確認をしておくようにしましょう。

台風シーズンです。防災や安全対策の見直しを図るとともに、納期遅れなどのトラブルに備えた整備（取引先への連絡手段、代替手段など）もしておきましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	日	大安	
2	月	赤口	
3	火	友引	
4	水	先負	
5	木	仏滅	
6	金	大安	
7	土	赤口	白露
8	日	先勝	
9	月	友引	
10	火	先負	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（8月分）
11	水	仏滅	
12	木	大安	
13	金	赤口	
14	土	先勝	
15	日	友引	
16	月	先負	敬老の日 ※新卒高校生の採用選考・内定開始
17	火	仏滅	
18	水	大安	
19	木	赤口	
20	金	先勝	
21	土	友引	●秋の全国交通安全運動（～30日まで）
22	日	先負	秋分 秋分の日
23	月	仏滅	振替休日
24	火	大安	
25	水	赤口	
26	木	先勝	
27	金	友引	
28	土	先負	
29	日	仏滅	
30	月	大安	●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（8月分） ●所得税の予定納税額の納期限（第1期分）